

広告規制の見直しについて

医療に関する広告については、利用者保護の観点から、以下の考え方に基づき、限定的に認められた事項以外は、原則として広告することが禁止されている。

- ①医療は人の生命・身体に直接関わるサービスであり、不当な広告により見る側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べて著しいこと
- ②医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスについて自然に判断することが非常に困難であること。

その一方で、わが国の医療を一層質の高い効率的なものとしていくためには、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図ることが重要である。

こうした観点から、医療に関する広告規制の緩和が進められており、その一環として、平成13年3月及び14年4月に大幅な規制緩和を行ったところである。

平成13年の見直しの際には、「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」についても広告できる事項として追加したところである。

●医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第六十九条 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一～八 （略）

九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

十・十一 （略）